

入札説明書等に対する質問回答表

業務名：上秋津治山観測調査業務

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 1 | 採用人件費単価について 各代価表に[R7.3]とございますが、「令和7年度設計業務委託等技術者単価」を採用されていると考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 2 | 採用労務費単価について 労務費は和歌山県の単価を適用されていると考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 3 | 「電子成果品作成費」について 「電子成果品作成費」の計算式は、「4.7X直接人件費（千円）^0.38（上限額260千円）」を採用されておりますでしょうか。また、直接調査費の業務項目全てを対象とすると考えてよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 4 | 諸雑費の算出基礎額について ①08_参考資料(内訳書等)5頁【集積データ確認】の「材料費」「機械器具損料」の算出に際し、「製図工」は含まれますでしょうか。 | 3号代価表において、製図工は「材料費」「機械器具損料」の対象となります。 |
| 5 | 諸雑費の算出基礎額について ②08_参考資料(内訳書等)8,9,10頁【現場設定機器点検・調整】【遠隔地システム点検・調整】【総合調整】の「材料費」「機械器具損料」の算出に際し、「普通作業員」「電工」は含まれますでしょうか。 | 6,7,8号代価表において、普通作業員と電工は「材料費」「機械器具損料」の対象となります。 |
| 6 | 諸雑費の算出基礎額について ③08_参考資料(内訳書等)13,14頁【監視カメラ 保守管理 PTZカメラ】【監視カメラ 保守管理 固定カメラ】の「諸雑費」の算出に際し、「普通作業員」は含まれますでしょうか。 | 10,11号代価表において、普通作業員は「諸雑費」の対象となります。 |